

# 令和 2 年 第 1 回 定 例 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 2 日 (月) 午前 10 時 00 分から  
午前 10 時 25 分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、山田高資、上田邦雄
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

## ○ 関 委 員 長

ただいまから令和 2 年第 1 回定例委員会を開会する。

本日の議案は 6 件と報告事項となっている。議案第 1 号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第 3 号「直接請求に必要な有権者数について」の 3 議案は、関連するので一括議題とする。

事務局より説明を求める。

## ○ 事 務 局

### 議案第 1 号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

(説明) 国立市の令和 2 年 3 月 1 日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は、男性 31,030 名、女性 33,170 名、合計 64,200 名となっています。

前回、12 月 1 日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性 31,083 名、女性 33 名、149 名、合計 64,232 名でしたので、男性 53 名の減、女性 21 名の増、合計 32 名の減となっています。

今回の登録者数は 976 名で、定時登録者数の内、新有権者（平成 13 年 12 月 3 日から平成 14 年 3 月 2 日生）の登録者数は男性 74 名、女性 80 名、合計 154 名となっています。

投票区別の選挙人名簿登録者数は別紙とおりで。

### 議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

(説明) 公職選挙法第 28 条の規定による抹消者は別紙のとおり 1,007 名となっています。

### 議案第 3 号 直接請求に必要な有権者数について

(説明) 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 1,284 名、市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 4 条

の 2 第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は 1 0 , 7 0 0 名、地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 2 1 , 4 0 0 名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第 1 号、2 号、3 号を原案のとおり可決する。

次に、議案第 4 号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第 5 号「在外選挙人名簿について」の 2 議案は関連するため一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

**議案第 4 号 在外選挙人名簿の登録について**

(説明) 前回(令和元年 1 2 月 2 日)以降に当市宛に男性 2 名、女性 2 名、合計 4 名の在外選挙人名簿登録申請及び出国時申請があり、登録申請は本籍地照会し、出国時申請は海外居住確認を行い外務省の意見書をいただき登録資格を有していますので、本日付で在外選挙人名簿登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知いたします。

**議案第 5 号 在外選挙人名簿について**

(説明) 前回の登録者数は 1 4 4 名で、男性 6 6 名、女性は 7 8 名です。今回の登録者は、男性 2 名、女性 2 名、計 4 名となり、前回定時登録日(1 2 月登録日)からの抹消者はいませんので、令和 2 年 3 月 2 日現在の在外選挙人名簿登録者数は 1 4 8 名で、内訳は男 6 8 名、女 8 0 名で、最終住所地による名簿登録者数は 1 1 2 名、本籍地による名簿登録者数は 3 2 名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第4号、5号を原案のとおり可決する。

続きまして、議案第6号「令和2年12月24日任期満了に伴う  
国立市長選挙の選挙期日等について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

**議案第6号 令和2年12月24日任期満了に伴う国立市長選挙の選挙期日等について**

(説明) 本議案は、令和2年12月24日任期満了となります国立市長選挙の投票日及び投票日を告示する日をご決定いただくもので、投票日を令和2年12月13日の日曜日とし、その選挙期日について、同年12月6日の日曜日に告示することとして提案するものです。

なお、開票については即日開票としています。

公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）第1項に「地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る一般選挙は、任期が終わる日の前30日以内に行う。」と規定されており、同条第5項に少なくとも7日以内に告示しなければならないと規定されています。

この規定により、令和2年11月24日から12月23日までの間に選挙を執行する必要があります。年末であることなどを考慮し、令和2年12月13日に執行することとし、同年12月6日に告示することとして提案するものです。

なお、選挙期日の設定につきましては、公職選挙法第120条（選挙を同日に行うかどうかの決定手続）第1項の規定に基づき添付してあります、任期満了届のとおり東京都選挙管理委員会に届出を行い同委員会より「国立市長選挙について」のとおり単独で執行するようにとの通知を受けています。

本件は、決定後に国立市長及び国立市議会議長に選挙期日の通知を行います。また、市民への周知は、市ホームページへ速やかに掲載を行います。その他の周知は、7月の東京都知事選挙後に行いたいと考えています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第6号を原案のとおり可決する。

続いて、その他として2件あります。

1件目は投票区見直しの検討について、私から説明いたします。

(説明) 投票区見直しの検討

昨年から委員会において、現在の投票区の区割(学校区割)は半世紀を経過しているため、区割を地区割に変更し、また同時に統廃合や増設等について検討を行いたいとお願いしておりました。ついては、本年4月から投票区検討委員会を月1回開催し、10月までには決定したいと思っております。

2件目は令和2年7月5日執行東京都知事選挙における南区公会堂の期日前投票所の開設についてです。

事務局より説明願います。

○ **事務局**

(説明) 令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の期日前投票所の増設及び日程について

本年7月5日執行の東京都知事選挙より南区公会堂に期日前投票所を増設し日程につきましては、告示以降、第2週目の6月27日(土)、28日(日)に南北プラザを開設し、投票日前日、前々日の7月3日(金)4日(土)に駅前プラザ及び南区公会堂を開設したいと考えています。

南区公会堂は、商業施設と隣接しており駐車場もあることから投票環境の向上になると考えています。昨今の各選挙状況のなかでみると期日前投票所をショッピングモール等に開設し一定の投票者を確保している状況があります。その中で、国立市にはそのような施設が無いのですが、南区公会堂はそれに近いものであり、次回の選挙では先ほどのとおりの日程で開設するもので考えていますので委員のご意見があればお聞きしたいと思います。

なお、最終的な決定については、後程日程調整させていただきますが、5月に臨時委員会を開催し東京都知事選挙執行計画のなかで決定いたしますが選挙準備及び会場確保もありますので本委

員会にて一定の方向性を決めていただければと考えています。  
説明は、以上でございます。

○ **関委員長**

説明が終わりました。投票区見直しの検討については、定例会終了後に検討会を開きたいと思います。  
何か質疑等ありますか。

○ **上田委員**

南区公会堂を期日前投票所として開設するのは、今回の東京都知事選挙が初めてであるのか。

○ **事務局**

今回の東京都知事選挙が初めとなります。

○ **上田委員**

ショッピングセンターに近く、期日前投票所があつていいと思う。

○ **山田委員**

市役所の期日前投票所期間を短縮し、南区公会堂に変更したのか。

○ **事務局**

市役所は法定期日前投票所であるため、告示日の翌日から投票日前日の朝8時半から夜8時まで開設することとなっています。

その他の期日前投票所について、昨年執行された参議院議員選挙では、北方面に北市民プラザ及び駅前市民プラザをそれぞれ2日間の合計4日間開設し、南方面では南市民プラザを3日間開設しました。南市民プラザについては投票者数が伸びないという中で、南区公会堂は買い物客の利用が見込め、地域からの要望もあるので期日前投票所を開設したいというところです。先日自治会の方と協議したところ協力を得られそうです。

最終的な決定は選挙執行計画となりますが、施設の予約の都合もありますので、今回の委員会で内諾をいただき、準備を進めて参りたいと思います。

○ **小田委員**

駐車場もあり、投票機会の充実はいいことであると思う。

○ **上田委員**

南区公会堂の期日前投票所は今回の選挙に限定したものであるのか、継続して開設するのか。

○ **事務局**

開設した場合、継続していきたいと考えています。衆議院議員解散総選挙等の急な選挙の際にも開設できるように、管理者の方に協力の依頼をしています。今回の選挙で南区公会堂に期日前投票所を開設したうえで、改善点を検討していきたいと考えています。

事務局としては南区公会堂も合わせて5か所ということで、期日前投票所についてはこれが完成形であると考えています。

○ **関委員長**

期日前投票所が増えれば、投票率が上がるのではないかと思います。高齢者など歩行が困難な方にとっては、近くに投票所があることによって利便性が上がると思うので、皆様も御協力お願いいたします。

それでは、南区公会堂の件につきましては後日の執行計画にてお諮りすることといたします。

続いて事務局から報告事項についてお願いします。

○ **事務局**

(報告) ・今後の予定について

本委員会後、投票区見直しに関する会議を開催いたします。

次に、5月13日の水曜日の午前10時から臨時委員会を開催し東京都知事選挙の執行計画についてご審議をお願いいたします。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑なし)

○ **関委員長**

以上で令和2年第1回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和2年5月13日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 上 田 邦 雄

委員 山 田 高 資